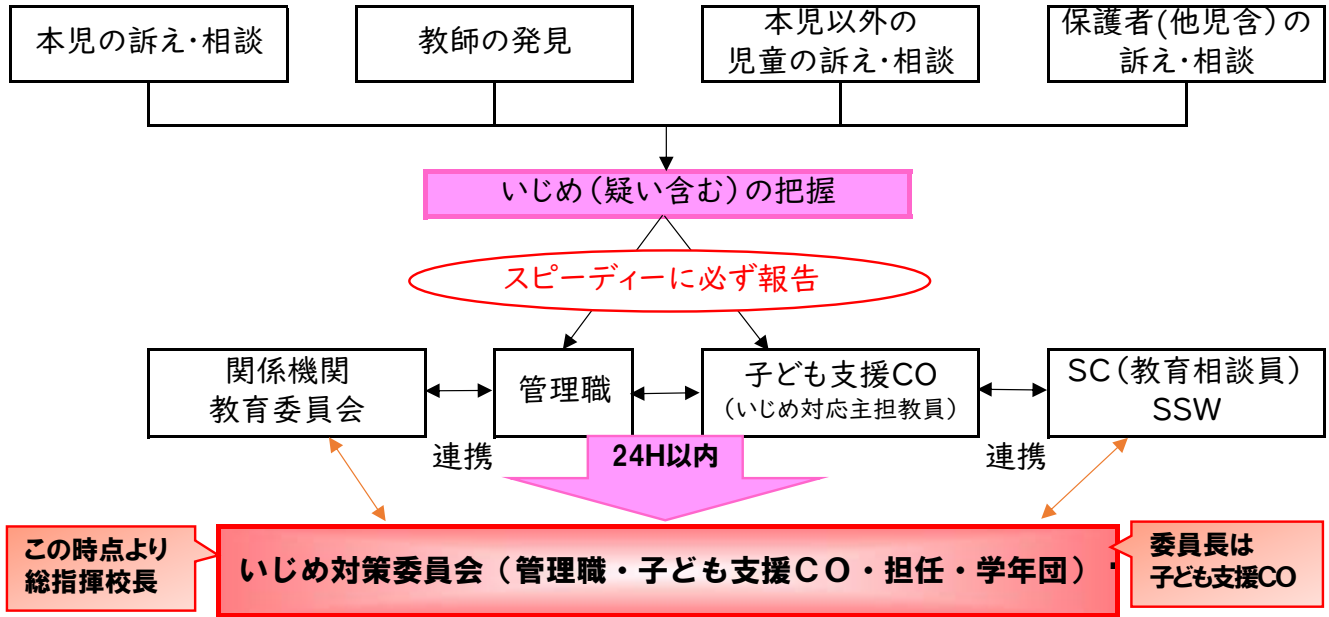


吹田第六小学校 いじめ事案対応フロー図



- 事実関係の把握**
- ①被害の態様と状況 (暴力・言葉・時・場所・人数等)
 - ②集団の構造(被害・加害・傍観)
 - ③いじめの動機、背景
 - ④被害児童の様子
 - ⑤加害児童の様子(他の問題行動)
- いじめの判断**
- ①人権侵害であるという視点
 - ②被害児童(保護者)の痛みを共感
 - ③いじめの背景を分析
 - ④場合によっては集団全体への指導
 - ⑤対処療法に終わらせない
- 指導方針の確認**

全教職員へ周知・共通理解
(場合によって全教職員で対応)

教職員の役割分担
調査・説明・指導・記録・対応

被害児童の保護者への説明
加害児童の保護者への説明
保護者との協力体制

被害児童への対応・支援	加害児童への対応・指導	他の児童への対応と指導	全体への対応と指導
<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教員で対応 ・十分な聞き取りと記録 ・心理的な配慮と安心感 ・継続的な見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の教員で対応 ・複数加害の場合、個別の聞き取りと記録とつきあわせ ・課題克服させるための援助 ・継続的な指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・目撃した児童がいた場合聞き取り記録とつきあわせ 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止授業 ・アンケート

解消までは最低3ヶ月

